

八王子市の印刷物等に掲載する広告の取扱基準

平成17年10月14日決裁

(趣旨)

第1条 この基準は、八王子市の印刷物等に掲載する広告の取扱いに関する要綱（以下「要綱」という。）第9条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定するための基準を定めるものとする。

(規制業種又は業者)

第2条 次の各号に掲げる業種又は業者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に類似する業種
- (2) 消費者金融業
- (3) 先物取引業
- (4) パチンコ・パチスロ業
- (5) 社会問題を起こしている業種又は業者

(規制広告)

第3条 次の各号に掲げる広告は掲載しない。

- (1) 表示が誇大、不適切又は不当な広告
- (2) 射幸心を著しくあおる広告
- (3) 暴力や犯罪を肯定し、又は助長するような広告
- (4) 責任の所在、内容又は目的が不明確な広告
- (5) 本市の広告事業の円滑な運営に支障をきたす又は支障をきたす恐れのある広告

(滞納)

第4条 広告を掲載するに当たり、市税を滞納している広告主は広告を掲載することができない。ただし、指定する期日までに滞納している市税を納付したときは、この限りでない。